

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年11月26日（令和7年（行情）諮問第1346号）

答申日：令和8年7月24日（令和8年度（行情）答申第429号）

事件名：「幹部学校研究メモ」に該当する文書のうち特定期間において作成されたものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「幹部学校研究メモ」に該当するもののうち2024. 5. 7一本本B279で特定された後に作成されたものの全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月11日付け防官文第20965号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかったことから、令和7年9月11日付け防官文第20965号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」とし

て、原処分 of 取消しを求めるが、上記 2 のとおり、本件対象文書については作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 1 1 月 2 6 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和 8 年 7 月 1 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求文言にいう「幹部学校研究メモ」は、航空自衛隊幹部学校において、研究を目的として作成される文書であり、同校において保有しているものである。

開示請求文言にいう「2024. 5. 7—本本B279」とは、審査請求人が行った令和 6 年 5 月 3 日付け開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る開示請求受付番号であることから、本件開示請求は、別件開示請求を受け付けた同月 7 日から本件開示請求が行われた請求受付日である令和 7 年 7 月 1 4 日までの間に作成された幹部学校研究メモの開示を求めるものであると解した。

イ 上記アの期間（以下「特定期間」という。）においては、研究の進捗上、幹部学校研究メモの作成に至る成果がなかったため、これを作成していない。

ウ 本件審査請求を受け、航空自衛隊幹部学校において、机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、審査請求人が開示を求める文書を上記(1)アのとおり解した上、同イのとおり、特定期間においては幹部学校研究メモの作成に至る成果がなく、これを作成していないことを理由として、本件対象文書を保有していないとする諮問序の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等に特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美